管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130010	鉄鋼の制限（日出前及び日没後における鉄鋼の禁止）の緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第38条第1項	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。 ※この日出前及び日没後は、当該地点における太陽面の最上点が地平線上に現れ、又は地平線下に没した時刻、すなわち屋内いう日出又は日入によって決められる。	現行法で禁止されている日出前及び日没後における鉄鋼を一定の要件を満たしている場合には、日出前30分及び日没後30分までは可能とする。	【提案理由】 琵琶湖上にある竹生島には、カワウの大コロニーが形成されており、カワウが湖魚を食べることにより発生する水産被害や営農時の枝折りや糞による土壌の酸性化により発生する植生被害が深刻化している。 毎年、銃器による捕獲等の被害対策を行っているが、捕獲対象であるカワウの多くは、日出前に島を飛び立ち、日没後に帰ってくることから、日中の捕獲は効率的ではない状況である。 竹生島は観光客がいなくなれば、他の陸地等とは違い、無人となることから、次のとおり実施することにより、効率的に捕獲を行うことをとしたい。 【実施内容】 日出前および日没後における鉄鋼について、次の要件を満たす場合に限り、日出前30分日没後30分まで限度として実施する。 【要件】 1　無人島など一帯を立入禁止にすることにより、確実に無人状態であることが確認できる範囲で実施すること。 2　国、地方自治体またはこれらが事務局となる協議会から業務を受託等して駆除を行う場合であって、事故が起こった際の責任の所在が明確であること。 3　エアライフルまたは放弾銃によること。 4　捕獲する対象は鳥類（竹生島においては、カワウ）であること。 （射角が上向きであること。）	C	I	日出前及び日没後は、捕獲の対象となる野生鳥獣を明確に判別することが困難であり、銃の使用により人に危害を生ずるおそれがあることから、鳥獣保護法第38条において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を禁止している。 一方、シカ、イノシシ等の野生鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が深刻な状況であることから、現在、中央環境審議会において、鳥獣保護法の見直しについて検討が行われているところである。 この検討において、夜間銃猟は、特に人間の身体又は生命に対する危険があることを踏まえつつ、日出前や日没後に銃猟の使用が可能か、仮に可能な場合はどのような条件が必要か等を含め、十分な審議をしているところ。 なお、貴県における当該コロニーでの捕獲は、日中に捕獲対象を確認しながらエアライフルにより効率的な捕獲が実施されていると認識しており、提案理由にある日出前及び日没後におけるカワウの捕獲については、必ずしも必要性が高いとは言えない。	C	I	C	I			1006010	滋賀県	滋賀県	環境省
130020	有害物質が企業活動（製造・使用）に由来しない場合の有害物質使用特定施設等の適用免除	水質汚濁防止法 第2条第2項 水質汚濁防止法 第2条第8項 水質汚濁防止法 第12条の4 水質汚濁防止法 第8条第1項 水質汚濁防止法 施行規則第6条の2 水質汚濁防止法 施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。	有害物質が企業活動由来でない物質のみの場合は、有害物質使用特定施設に該当しないこととし、構造基準等の遵守義務を免除する。	有害物質使用特定施設に該当するかどうかについて、企業活動に起因しない有害物質量を除外し判断する。 （有害物質が企業活動由来でない物質のみの場合は、有害物質使用特定施設に該当しないこととし、構造基準等の遵守義務を免除する。）	E		有害物質使用特定施設は、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のことをいう。したがって、使用水に有害物質が含まれていても、当該有害物の使用等が目的でなければ、有害物質使用特定施設には該当しない。			E						E			1013020	大分コンビナート企業協議会	大分県	環境省
130030	有害物質使用特定施設等該当の判断となる有害物質の検出基準の見直し （地下水の環境基準の適用）	水質汚濁防止法 第8条第1項 水質汚濁防止法 施行規則第6条の2 水質汚濁防止法 施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法 地下水の水質汚濁に係る環境基準について	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質を含むかの判断については、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める方法」（平成8年環境省告示第39号）に定める検定方法において、検出されないこととしている。 ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。	有害物質使用特定施設の対象外となる施設要件について、有害物質の基準を現行の不検出から地下水の環境基準未満に変更する。	長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生していたため、適用は合理的な範囲とする必要がある。 公共用水域の排水基準未満の有害物質であれば、仮に漏洩してもに公共用水域の汚染を拡大しない。また海に臨するコンビナートにおいては、地下水や生活排水を汚染する可能性も少ないため、有害物質特定施設等に該当するかの判断は、公共用水域の排水基準を上回る有害物質の有無で判断することが適当である。 なお、公共用水域へ排水するものはすべて大分県・大分市と公害防止協定に基づき許容濃度を定めており、窒素やりんなどは排水基準より厳しい規制値となっている。公害防止協定に基づき、定期的に測定、一部は24h監視を行い、結果の報告も毎月実施するなど、モニタリングの体制は整えている。その他の排水基準項目についても、定期的に分析を実施しており、排水基準値以下を確認している。	C		まず、有害物質使用特定施設とは、有害物質の使用、製造、処理を目的とする特定施設のことを言い、有害物質が不検出か否かで判断されるものではない。なお、有害物質使用特定施設に付帯する配管等については、有害物質を含む水が流れる部分に限り、構造基準及び定期点検が求められる。地下浸透規制は、地下水はいったん汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策審議会答申（平成元年）を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。 ＜中央公害対策審議会答申（平成元年）＞「地下水質保全のあり方及び事故時の措置について」（抜粋） ○地下水は、水道水源等の生活用水源として重要であり、しかも、地下水がそのままあるいは簡易な処理の下に飲用に用いられることも少なくないなど、地下水の汚染は国民の健康に直接影響する可能性がある ○また、以下のような特質についても考慮する必要がある ①地表水の場合と異なり、通常地下水は、一般的に流動が緩やかであるため、汚染物質の希釈が期待できず、稀薄な少なく、分解速度も遅いと考えられており、地表水と比べ、微量でも有害物質等によりいったん汚染されると、その影響が長期間にわたり継続すること ②地下水中での汚染物質の挙動は複雑でありその正確な把握は困難であることが多いことより有害物質等に係る汚染の原因も多様であることから、汚染が発見されても汚染源の特定が困難な場合が多いこと ③地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またとえ技術的に可能な場合であっても多額の費用を要すること	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大分石油化学コンビナートなど大分臨海工業地帯は海上の埋立地に立地しており（添付資料①）、設備がある地表数m下は海域であるため本規制が想定する地下水は存在しない。回答で示されたように本規制の目的が地下水汚染の未然防止であるならば、地下水が存在しない当該地区における有害物質の使用、製造、処理等を行う特定施設について、本規制の適用の対象外とすべきである。 加えて、添付資料②で示す理由により、地域住民の健康を脅かす危険性は低く、本規制が想定する地下水とは大きく状況が異なっている。	C		埋立地を含め、地下水の存在しない地面というものはありえず、したがって水質汚濁防止法の趣旨に照らし、地下水汚染防止の措置が講じられるべきである。 「当該埋立地と周辺住宅地との間に緩衝地帯（グリーンベルト）があるから問題ない」との主張についても、地下水汚染が長期的に広範囲に拡散してしまった例は数多くあり、また、将来にわたり当該土地に人が住まないという保証もなく、規制を緩和する理由にはならない。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	水源地域や住宅地周辺の施設と、海上の埋立地である大分臨海工業地帯では、万一の有害物質漏洩時の汚染リスクが大きく異なると考えられる。 一律に規制するのでは無く、施設の立地条件や使用される有害物質の濃度により、リスクに応じた規制内容とすることが合理的である。 水質汚濁防止法の主旨を踏まえ、同法に規定された規制内容は原則遵守すべきものと考えるが、一定の条件（立地、有害物質濃度、モニタリング体制等）を満たすものに対しては基準を緩和できる特区制度の創出を検討頂きたい。	C		地下水中での汚染物質の挙動は複雑であり、浸透した場所と異なる場所の地下水にも汚染が広がる可能性もある。弾指摘のように埋立地の地下において潮位によって海水が進入してくるのであれば、その地下水流に乗って地上から浸透した有害物質が内陸側へ移動することも十分に想定される。また、既に述べたとおり、現在当該場所が工業地帯であったとしても住宅地等に転用されることも考えられることから、工業地帯であることは、規制を緩和する理由にはならない。 以上のことから、弾指摘の立地等の条件においても、基準を緩和することは困難である。 なお、改正水質法に基づく有害物質使用特定施設等の構造基準等については、「同等以上の（漏えい防止の効果を有する）措置」として、事業者の創意工夫による多様な措置をも認める規定となっている。例えば、長大なパイプラインである場合には、その代表的な箇所（脆弱箇所）の点検をもって全体の点検に代える等の措置が認められている例がある。		1013030	大分コンビナート企業協議会	大分県	環境省
130040	有害物質使用特定施設等該当の判断となる有害物質の検出基準の見直し （公共用水域の排水基準の適用）	水質汚濁防止法 第3条第1項及び第2項 水質汚濁防止法 第8条第1項 水質汚濁防止法 施行規則第6条の2 水質汚濁防止法 施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法 排水基準を定める省令	●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。 ●有害物質を含むかの判断については、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める方法」（平成8年環境省告示第39号）に定める検定方法において、検出されないこととしている。 ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。	有害物質使用特定施設の対象外となる施設要件について、有害物質の基準を現行の不検出から公共用水域の排水基準未満に変更する。	長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生していたため、適用は合理的な範囲とする必要がある。 公共用水域の排水基準未満の有害物質であれば、仮に漏洩してもに公共用水域の汚染を拡大しない。また海に臨するコンビナートにおいては、地下水や生活排水を汚染する可能性も少ないため、有害物質特定施設等に該当するかの判断は、公共用水域の排水基準を上回る有害物質の有無で判断することが適当である。 なお、公共用水域へ排水するものはすべて大分県・大分市と公害防止協定に基づき許容濃度を定めており、窒素やりんなどは排水基準より厳しい規制値となっている。公害防止協定に基づき、定期的に測定、一部は24h監視を行い、結果の報告も毎月実施するなど、モニタリングの体制は整えている。その他の排水基準項目についても、定期的に分析を実施しており、排水基準値以下を確認している。	C		まず、有害物質使用特定施設とは、有害物質の使用、製造、処理を目的とする特定施設のことを言い、有害物質が不検出か否かで判断されるものではない。なお、有害物質使用特定施設に付帯する配管等については、有害物質を含む水が流れる部分に限り、構造基準及び定期点検が求められる。地下浸透規制は、地下水はいったん汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策審議会答申（平成元年）を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。 ＜中央公害対策審議会答申（平成元年）＞「地下水質保全のあり方及び事故時の措置について」（抜粋） ○地下水は、水道水源等の生活用水源として重要であり、しかも、地下水がそのままあるいは簡易な処理の下に飲用に用いられることも少なくないなど、地下水の汚染は国民の健康に直接影響する可能性がある ○また、以下のような特質についても考慮する必要がある ①地表水の場合と異なり、通常地下水は、一般的に流動が緩やかであるため、汚染物質の希釈が期待できず、稀薄な少なく、分解速度も遅いと考えられており、地表水と比べ、微量でも有害物質等によりいったん汚染されると、その影響が長期間にわたり継続すること ②地下水中での汚染物質の挙動は複雑でありその正確な把握は困難であることが多いことより有害物質等に係る汚染の原因も多様であることから、汚染が発見されても汚染源の特定が困難な場合が多いこと ③地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またとえ技術的に可能な場合であっても多額の費用を要すること	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大分石油化学コンビナートなど大分臨海工業地帯は海上の埋立地に立地しており、設備がある地表数m下は海域であるため本規制が想定する地下水は存在しない。 地下が海域であることを考慮すれば、有害物質の使用、製造、処理等を行う特定施設であっても、モニタリング等により公共水域への排水基準を下回ることが担保・確認されている施設または施設の一部については、本規制の対象外とすべきである。	C		埋立地を含め、地下水の存在しない地面というものはありえず、したがって水質汚濁防止法の趣旨に照らし、地下水汚染防止の措置が講じられるべきである。 「当該埋立地と周辺住宅地との間に緩衝地帯（グリーンベルト）があるから問題ない」との主張についても、地下水汚染が長期的に広範囲に拡散してしまった例は数多くあり、また、将来にわたり当該土地に人が住まないという保証もなく、規制を緩和する理由にはならない。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	大分臨海工業地帯は海上の埋立地に立地しており、厳格な排水基準（水質汚濁防止法、公害防止協定）に基づき処理された工業用水は、隣接の海域に放水している。 また、同地帯の地下を掘削した際に出てくるのは海水であり、潮かにより水位が変わるなど、海域の影響による流動性があるものと考えている。 同地域においては排水基準以下の排水が万一漏洩したとしても、現状より汚染が進行しないと考えられ、モニタリング等により公共用水域の排水基準未満であることが担保・確認されている施設または施設の一部については、本規制の対象外として頂きたい。	C		地下水はその特性上、表層水と異なり汚染物質の希釈が期待できない。排水基準値は環境基準値の10倍の濃度であることから、表層水のような希釈が期待できない地下水においては、そうした高い濃度の汚水が地下浸透することによって、地下水の環境基準を超過する蓋然性が高い。また、地下水中での汚染物質の挙動は複雑であり、浸透した場所と異なる場所の地下水にも汚染が広がる可能性もある。弾指摘のように埋立地の地下において潮位によって海水が進入してくるのであれば、その地下水流に乗って地上から浸透した有害物質が内陸側へ移動することも十分に想定される。また、既に述べたとおり、現在当該場所が工業地帯であったとしても住宅地等に転用されることも考えられる。 同地域においては排水基準以下の排水が万一漏洩したとしても、現状より汚染が進行しないと考えられ、モニタリング等により公共用水域の排水基準未満であることが担保・確認されている施設または施設の一部については、本規制の対象外として頂きたい。 なお、改正水質法に基づく有害物質使用特定施設等の構造基準等については、「同等以上の（漏えい防止の効果を有する）措置」として、事業者の創意工夫による多様な措置をも認める規定となっている。例えば、長大なパイプラインである場合には、その代表的な箇所（脆弱箇所）の点検をもって全体の点検に代える等の措置が認められている例がある。		1013040	大分コンビナート企業協議会	大分県	環境省
130050	共同排水処理施設に対する有害物質使用特定施設の適用除外	水質汚濁防止法 第2条第2項 水質汚濁防止法 第2条第8項 水質汚濁防止法 第12条の4 水質汚濁防止法 第14条第5項 水質汚濁防止法 施行令第1条 水質汚濁防止法 施行令別表第1（第1条関連）第74号 水質汚濁防止法 施行規則第8条の5 水質汚濁防止法 施行規則第9条の2の2	●水質汚濁防止法施行令別表第一第74号において、特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設が特定施設に規定されている。 また、当該特定施設において、有害物質の製造、使用又は処理を目的に行う施設は有害物質使用特定施設に該当する。 ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。	特定施設のうち、水質汚濁防止法施行令の別表第一の74はは有害物質特定施設の対象外にする	活性汚泥を利用する共同排水処理施設ではアンモニア水を使用するため、有害物質使用特定施設の対象となる。しかし、活性汚泥を利用する場合であっても事業場個別の排水処理は特定施設ではないため対象外となっている。いずれもアンモニア水が存在するのに、合理性にかけると考えられる。 また、共同排水処理施設は複数の事業所から配管がつながっていたため、全ての配管が検査対象となり、構造基準への適合工事や点検範囲が莫大なものとなる。コスト面などにおいて、環境管理として企業が許容できる負担を超えているため、見直しが必要である。	E		共同排水処理施設が有害物質使用特定施設に該当する場合であっても、付帯する配管等、排水溝等として構造基準及び定期点検の対象となるのは、当該排水処理施設が設置されている事業場内に限られる。したがって、共同排水処理施設が排出している事業場からつながる配管等のすべてに対して、構造基準及び定期点検が適用されるものではない。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大分臨海工業地帯に立地する大分石油化学コンビナートは複数の事業場から構成されており、各事業場の排水処理は共同施設で行っている。同じ形式の排水処理施設が共同か場内であるかによって、有害物質使用特定施設の対象・非対象となるのは合理性にかけるという主張に対し、回答をいただけていない。	C		非対象とすることは不適切。有害物質使用特定事業場内の排水処理施設については、個々の施設に対して構造基準規制が適用されなくとも、事業場全体として有害物質を含む汚水等の地下浸透が禁止されており（水濁法第12条の3）、いずれにせよ地下汚染の防止対策が講じられる。これに対し、共同で処理を行っている施設については、これを有害物質使用特定施設の対象外とした場合、単に個々の施設に構造基準規制が適用されないのみならず、事業場全体として汚水の地下浸透が禁止されないため、地下水の汚染や健康被害の発生に繋がるおそれがある。 ただし、弾指摘のように、同種の施設であっても共同施設であるか場内施設であるかによって規制の対象となるかどうかが変わることについては、関者とに構造基準の規制対象とすることについて、必要性も含め検討してまいりたい。			C					1013050	大分コンビナート企業協議会	大分県	環境省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130060	特定外来生物（植物）の保管・運搬規制の適用除外	外来生物法第4条、外来生物法施行規則第2条	法第5条第1項の許可を受けてその許可に係る飼養等する場合又は第3項の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、特定外来生物を飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬）してはならない。	外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）第4条で、規制されている特定外来生物の一時保管・運搬について、対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策をしている場合は、同法第18条で定める確認、認定を受けなくても一時保管・運搬を可能とする。	個人やボランティア等による特定外来生物（植物）の小規模な防除について、外来生物法の確認・認定を受けなくても、ビニール袋詰めにするなど適当な措置を行えば、長野県下における外来生物法における一時保管・運搬の規制をかからなくする。 【提案理由】 特定外来生物に指定された植物の拡大により、生態系や景観の阻害等が発生し、美しい自然環境の観光地における魅力の低下等、経済活動へも大きな影響がある。特定外来生物の駆除は、推進が規制されている噴乳類と鳥類を除き、誰でも自由に行うことができるが、特定外来生物を生きたまま運搬することは、例外規定※はあるものの、逸出等の懸念から原則禁止されている。 しかし、植物は運搬時の注意により逸出の懸念は低く、袋に入れて適切な処理ができれば、誰もが駆除できるようにすることで地域住民等による自主的な駆除対策が更に広がると考えられる。 なお、本提案は、H24.12.13の中央環境審議会から意見具申された「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」として、短期的に講ずべき必要な措置内容であり、環境省の課題に対しての解決にもつながる。 ※例外規定：国の職員が関係法令に係る業務として行う運搬、地方公共団体の職員が主務大臣から確認を受けた防除実施計画に基づき行う場合、それ以外の者が主務大臣から認定を受けた防除実施計画に基づき行う場合　等 【代替措置】 運搬時に対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策を行うことを条件とするので、逸出の懸念は低い。	D・F	Ⅳ	特定外来生物を生きたまま運搬することは外来生物法第4条により規制されている。 防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認・認定を受けて行うことができるが、これによらない場合でも、防除個体をその場で収処分又は枯死させたうえで、一時保管・運搬することは可能である。 また、外来生物法施行規則第2条第14号に規定されるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）等の規定により行う廃棄物の処理には、法第4条の規定は適用されないため、例えば、廃掃法に基づく許可を受けた廃棄物処理業者が防除した場所で特定外来生物を収集し処分する場所に運搬することは可能である。 上述のとおり、現行の規定によっても、確認・認定を受けずに一時保管・運搬を伴う防除を実施することは可能である。 なお、平成24年11月にの中環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見具申において、外来生物法の確認・認定を受ける必要のない個人やボランティア等が行う小規模な防除の一層の進展に向け、外来生物法の運用の検討を進めるべきことが指摘されている。一方、防除を目的としている場合であっても、特定外来生物の生態等に関する適切な知識を持たずに運搬をすることによる拡散の可能性があることから、拡散を実現した悪意のある運搬に対する規制の実効性を保つ観点から、規制の適用除外の対象となる行為は限られているところ。こうしたことも踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、現行規定の運用の改善について検討している。具体的には、特定外来生物の植物を防除する場合に、一定の逸出防止措置を講じた上で、処分のために移動させる行為は、法第4条の運搬には該当しないと整理することなどを想定している。なお、平成25年6月に成立・公布された改正外来生物法の施行に向けた運用の整理と あわせて検討を進めているところであり、改正外来生物法の施行前後には整理される見込み。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された い。	特定外来生物（植物）対策の現状を理解頂き、提案趣旨に沿った回答を頂いたものと理解している。対策は各務であり、国と地方が手を携え取組むべきものと考えているので、引き続き早期の円滑な対策実施に向け特段の配慮をお願いしたい。	D・F	Ⅳ	ボランティア等による防除が推進されるよう、前回回答でお示しした現行規定の運用改善について鋭意検討を進めたい。		

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130110	再生利用認定制度の対象の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条の4の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の2及び第12条の12の4	再生利用認定制度は、廃棄物減量化を推進するため、生活環境の保全と支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けたものについては処理業及び処理施設設置の許可を不要とする規制緩和措置を講じたものである。	再生利用認定制度の対象に「廃食器（強化磁器食器を含む磁器食器類（陶磁器ぐず））を粉砕し、陶磁器食器の原材料として使用する場合」を追加することを求める。 【提案理由】 本事業は、再生利用の内容の基準（施行規則第12条の12の4）に合致するものである。経営資源（粉砕処理機金)を持つ助知町で廃食器を回収できれば、高齢者雇用事業で廃食器が分別でき、安価で高品質な再生陶土を作ることができる。また、製造販売事業者等に広域認定を取得させ、捷出事業所と処理行程で直接関与することで、利用者の意見を取り入れたエコ食器が生産でき、収集運搬、粉砕処理事業も確立でき、雇用拡大にも貢献できるのである。	C	－	再生利用認定制度は、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するための制度として創設された特例的な措置である。①再生品が市場において実際に利用されも経済的な分離で、分別所・組成データでも明らかなように同等素材である。各々の製陶会社は、同等素材の磁器陶土を製土会社から入手して、陶磁器食器を製造している。そこで、再生利用認定制度で「廃食器（強化磁器食器を含む磁器食器類（陶磁器ぐず））を粉砕し、陶磁器食器の原材料として使用する場合」を追加することを求める。 【提案理由】 本事業は、再生利用の内容の基準（施行規則第12条の12の4）に合致するものである。経営資源（粉砕処理機金)を持つ助知町で廃食器を回収できれば、高齢者雇用事業で廃食器が分別でき、安価で高品質な再生陶土を作ることができる。また、製造販売事業者等に広域認定を取得させ、捷出事業所と処理行程で直接関与することで、利用者の意見を取り入れたエコ食器が生産でき、収集運搬、粉砕処理事業も確立でき、雇用拡大にも貢献できるのである。	右提案者から意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	－	制度基準に合致せず困難であると回答があったが、是非、プラスチックやタイヤと同一目線で必要な陶磁器産業と捉えて頂きたい。認定基準は回収実績と許可業の整備である。当該認定に係る再生利用を一定期間以上、実績として確実に行なっている実績を有する者と定めているが、もっぱら日本大震災義援事業所（大臣表彰）の3社（山津製陶と馬駐鉱産と広域認定業者であるおぎそ）が参加する（社）グリーンライフ21は15年以上前から多くの自治体依頼で回収し、参加組織会社の生産設備や生活環境の保全を確保し、再生食器として販売実績を上げている。大臣表彰を受賞し、製知町内に発生えた再生利用の流れで回収実績を有するおぎそ（広域認定）の再生利用事業モデルを馬知陶磁器工業組合に無償贈与し、おぎそがコンサルとして参画することでプラスチックやタイヤと同等に再生利用が安定的に推進できる。組合は再生利用関係項目を管理するだけのことである。馬知町産業界として英知を集積した本提案は制度の趣旨、基準にも合致すると考え、構造改革特区組和策として提案した。	C	－	再生利用認定制度は、廃棄物処理法の特例制度として、生活環境の保全を担保とするため、既存の生産設備を活用して大規模・安定的に再生利用を推進することを制度の趣旨としている。 そのため、認定を受けようとする主体が自ら、当該申請に係る再生利用を、実として一定期間以上的確に行っている実績を求めているところであり、その主体が他社に委託して行う事業や、新たに生産設備を取得して事業を行うことについては、再生利用認定制度の趣旨にそぐわないものである。 なお、構造改革特区域基本方針別表1では、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業は、特例措置の求める廃棄物について、管轄自治体で法令上ご回る規制（関係省の同意・流入規制）を自ら設けていない場合が対象となっている。一方、管轄自治体の枠組外では、統廃業廃棄物の適正処理等に関する条例で県外からの流入廃棄物に対して事前届出制の流入規制を課しているため、そもそも構造改革特区に係る認定申請の条件を満たさないと判断される。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	実績のない事業主体はそぐわないと回答を受け、実績を持つ事業主体に変更するので対象の緩和をされたい。Rs高効度磁器食器の開発（添付資料）の成分分析結果から廃食器中には27.63%～53.80%のアルミナ（/AL2O3）が含有、雌おぎそは再生利用で平成17年5月には廃食器の有価回収を始め、馬駐鉱産神は廃食器を20%配合したアルミナ30%配合のリサイクル陶土を製造し、山津製陶神はこの陶土でRs高効度磁器食器（OEM）を製造し、平成17年5月、全国区教委に初納品し、馬駐鉱産神も山津製陶神も現在まで環境保全を遵守し、新たに生産設備を取得せず既存生産設備を活用して再生利用を行なってきた。	C	－	御提案の事実では、(株)おぎそが廃食器回収の立案をし、回収した廃食器は粉砕会社に一次破砕の処理が委託され、破砕処理物を原料の一部として馬駐鉱産(株)がリサイクル陶土に調合する スキームとなっている。これは、再生処理工程の一部を他者に委託している事であり、制度の本来である「当該申請に係る再生利用を自ら行う者であること」に合致せず、制度の趣旨である大規模・安定的なリサイクルの推進を担保することができない。 なお、再生利用認定制度は、大臣認定により施設設置許可及び処理業許可を不要にする大幅な規制緩和措置を講ずることにより、リサイクルを推進する制度であるが、御提案の事実は、施設設置許可が元々不要であるため、リサイクルの推進に大きな支障を来している要因はなく、処理業の許可取得により、廃食器のリサイクルの推進が可能であるものと考えられる。	1023001	馬知陶磁器工業組合	岐阜県	環境省
130120	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	廃棄物処理法第7条第1項 廃棄物処理法施行規則第2条第2号	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。	一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町村との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする。	一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町村との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする。 このことを斟酌すると、剪定枝等の処理について市町村（発生した市町以外の市町村で廃棄物を受け入れることとなる市町村）の意向に基づかず市町村による廃棄物収集運搬業の許可を不要とする制度が設けられた場合、事業実施段階において、適正な処理が担保できない等の観点から問題が生じるものと考えられる。 一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業を促進するのであれば、まずは、特区の活用よりも、貴陽下の市町村に剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業計画を認定することにより、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例措置を設定したいと考える。 以上のことから、特区として対応することは困難である。 なお、食品リサイクル法の再生利用事業計画の認定による許可不要の特例措置については、再生利用事業により得られた特定肥料料等の利用及び当該特定肥料等の利用により生産された農産次産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品等の利用など、食品リサイクル・ループの事業を特例措置としているものであることから、単なるバイオマス資源の再生利用事業とはそもそも異なるスキームであり、同一に考えることはできない。	C	－	一般廃棄物は市町村の統括的な処理責任の下で一般廃棄物処理計画に従って市町村が廃棄物を処理する場合には適正処理を確保する観点から市町村の監督を受けり必要がある。一般廃棄物である剪定枝の処理事業を民間に実施するためには、関係市町村に剪定枝等処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけていただくと、処理施設の立地に関する地域住民の理解を深めることなど、関係市町村の協力が不可欠である。 仮に、市町村が適正な処理に必要な環境保全上の要件が生じた場合、最終的には市町村自ら支障の除去等を行わなければならないことなる。このことを斟酌すると、剪定枝等の処理について市町村（発生した市町以外の市町村で廃棄物を受け入れることとなる市町村）の意向に基づかず市町村による廃棄物収集運搬業の許可を不要とする制度が設けられた場合、事業実施段階において、適正な処理が担保できない等の観点から問題が生じるものと考えられる。 御指摘の一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業を促進するのであれば、まずは、特区の活用よりも、貴陽下の市町村に剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業計画を認定することにより、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例措置を設定したいと考える。 以上のことから、特区として対応することは困難である。 なお、食品リサイクル法の再生利用事業計画の認定による許可不要の特例措置については、再生利用事業により得られた特定肥料料等の利用及び当該特定肥料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品等の利用など、食品リサイクル・ループの事業を特例措置としているものであることから、単なるバイオマス資源の再生利用事業とはそもそも異なるスキームであり、同一に考えることはできない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	C	－	先の回答でも述べたとおり、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、御提案の事業を円滑に実施するためには、関係市町村において剪定枝等の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけてもらう等関係市町の協力は不可欠であると考えるこれら市町村の理解・協力が得られていないにもかかわらず、規制緩和の特区を実施することにより、仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政執行等により支障の除去を行わなければならないといった責任が市町村にあることを斟酌すると、関係市町（特に、他市町の廃棄物を受け入れることとなる市町）の意向を考慮しない制度を設けることにより、かえって市町村の協力が得られないことが想定される。 ・広く薄く存在する剪定枝等はある程度広域的な収集運搬がやはり合理的であり、また、再生利用に対する市町の認識を高めるためにも、再生利用が担保され、市町村の事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。 一方、貴陽下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことができれば、再生利用指定制度を活用することにより、速やかに実現することが可能である。 以上のことから、特区として対応することは困難である。 なお、都道府県によっては、県内市町村における再生利用指定制度の導入割合が高く、積極的に再生利用指定制度を導入している自治体もあることから、貴陽下の市町に再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	・現状として、剪定枝等の再生利用に対しての市町の認識は高くなく、また、再生利用指定制度を活用している市町もごく一部である。まずは市町の認識を高めていくことが重要なのは二指摘のとおりである。 ・広く薄く存在する剪定枝等はある程度広域的な収集運搬がやはり合理的であり、また、再生利用に対する市町の認識を高めるためにも、再生利用が担保され、市町村の事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。 ・貴陽下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことができれば、再生利用指定制度を活用することにより、速やかに実現することが可能である。 ・御提案の事実では、再生利用指定制度を活用している市町もごく一部であるとの指摘があったが、貴陽下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。 ・貴陽下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことができれば、再生利用指定制度を活用することにより、速やかに実現することが可能である。 ・御提案の事実では、貴陽下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。	1032060	兵庫県	兵庫県	環境省
130130	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律　第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則　第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ①狩猟について必要な適性 ②狩猟について必要な技能 ③狩猟について必要な知識	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者の3ち、鉄猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除し、受験負担を軽減すること。	本県では、狩猟後継者（特に銃猟）の確保が喫緊の課題となっており、銃猟見学会やジューティングツミュレータによる銃猟模擬体験会の開催などの狩猟後継者確保策に鋭意取り組んでいるところである。 狩猟免許試験の実施にあたっても、開催箇所の増加や休日開催の実施など受験者の利便性向上のための様々な取り組みを行っており、さらなる利便性の向上、狩猟免許受験者の増加策の一つとして、銃砲所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。 免許試験における「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」の確認が事故の未然防止と安全確認を進める上で重要なことは認識しているが、本県の提案趣旨にご理解願いたい。	C	I	当省としても鳥獣保護管理の担い手の確保は重要な課題であると認識しているが、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持する者に対して、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可可能（「所持許可可」という）に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目で減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないのとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 なお、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断することはできず、また狩猟免許を所持すると足る技量を有していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することなどしてしまう場合がある。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	・近年、猟銃の誤射等による死亡・重傷事故が多発しており、事故の未然防止と安全確保を進めるためにも、狩猟免許試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除するのは適当でない、という国民見はもっともであるが、銃刀法に基づく銃刀法に基づく銃所持許可者は、これら操作については当然修得しているのであり、事故防止のための一定水準以上の知識・技量は有しているものと考えられる。 ・銃所持許可者に対して銃所持許可の検定と重複する課題を免除し負担軽減を図ることが、本県の喫緊の課題となっている狩猟後継者（特に銃猟）の確保につながると考えた上での提案であり、一定の理解をお願いしたい。	C	I	当省としても、鳥獣保護管理の担い手である狩猟者の負担軽減は重要な課題であると認識しているが、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持する者に対して、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可（以下、「所持許可」という）に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目で減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないのとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 なお、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断することはできず、また狩猟免許を所持すると足る技量を有していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することなどしてしまう場合がある。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	・事故の未然防止と安全確保を進めるためにも、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」を免除するのは適当でない、という国民見はもっともであるが、銃刀法に基づく銃砲所持許可を有する者は、これら操作については当然修得しているのであり、事故防止のための一定水準以上の知識・技量は有しているものと考えられる。 ・銃所持許可者に対して銃所持許可の検定と重複する課題を免除し負担軽減を図ることが、本県の喫緊の課題となっている狩猟後継者（特に銃猟）の確保につながると考えた上での提案であり、一定の理解をお願いしたい。	1032070	兵庫県	兵庫県	環境省
130140	鳥獣保護区における狩猟期間中の特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第11条第1項、第28条第1項	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥指定鳥獣保護区として指定することができる。	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣（シカ・イノシシ）に関し、狩猟期間中に「わな」による捕獲をすることができることとする。	希少な鳥獣の保護等を目的に設定された鳥獣保護区における鳥獣の捕獲行為は特定者に対する許可に基づく有害等捕獲に限定されている。一方、農林業被害には有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に推進すべきであるが、一部地域では過疎等により有害捕獲に従事する狩猟者が減少しており、その取り組みが追いきれない状況となっている。 そのような鳥獣保護区においての、捕獲圧を一時的に強めるため、被害が減少するまでの期間、特定鳥獣（シカ、イノシシ等）に限定し、特定猟法（わな）での狩猟を可能とすることを提案しているものである。 鳥獣被害が低減しないことによる保護区の廃止要望もあることから、永続的・安定的な保護区設定のため、本県の提案趣旨をご理解願いたい。	C	I	捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営業放業等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するために、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	・農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に推進すべき、という国意見はもっともであるが、地域の実態としては、捕獲に取り組むべき者（有害捕獲担員）が高齢化・減少する中、山間部等の交通不便地に設定された鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲が適切に実施できない状況にある。 ・このような保護区においては、捕獲圧を一時的に強める必要があるため、対象保護区を限定した上で、被害が減少するまでの期間のみ、特定鳥獣（シカ、イノシシ等）に限り、特定猟法（わな）での狩猟を可能とすることを提案しているものである。 ・永続的な鳥獣保護区設定のためにも一定の理解をお願いしたい。	C	I	捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営業放業等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するために、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	・鳥獣保護区内における鳥獣捕獲については、鳥獣の営業放業につながらないよう保護区内の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するため、許可捕獲により対応すべき、という国意見はもっともであるが、地域の実態として、捕獲に取り組むべき者（有害捕獲担員）が高齢化・減少する中、山間部等の交通不便地に設定された保護区における有害鳥獣捕獲が適切に実施できない状況にある。 ・このため、対象保護区を限定した上で、被害が減少するまでの期間のみ、特定鳥獣（シカ、イノシシ等）に限り、特定猟法（わな）での狩猟を可能とすることを提案しているものであり、ご理解願いたい。	C	I	捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営業放業等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するために、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	1032080	兵庫県	兵庫県	環境省
130150	引越時に発生する廃棄物の取扱いに関する特例	廃棄物処理法施行規則第2条第10号	引越に伴い生ずる廃棄物（以下「引越廃棄物」という。）については、転居者から、引越廃棄物の種類・量、引越運送業者が市町村又は許可業者に引渡す場所、引渡渡す先の市町村又は許可業者の名称等を記載した文書の交付を受けた場合等は、引越運送業者は、例外的に、市町村又は一般廃棄物収集運搬業者（積替・保管は含まない）の許可を受けていない引越業者において、一定の条件をクリアすれば、自社が管理する所定の場所までの引越廃棄物の運搬を許可不要で行えることとしている。	一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けた業者として、一般廃棄物収集運搬業や引越業を営んでいるが、積替・保管の許可を受けていないことから、引き取った廃棄物（引越廃棄物を含む）は、積替・保管を行うことなくその車両に積んだままで、24時間以内に処分場に持ち込まなければならないと管轄自治体である北九州市から指導を受けている。 家庭の引越の際に発生する引越廃棄物は少量の場合が多く、その都度運搬の処分場まで運搬する効率が悪い。さらに、処分場の受付時間外は持込みが出来ず、翌日の持込みとなると車両の配車がうまくいかず翌日の業務に差支える。そこで、積替・保管が可能となる変更許可を検討したが、北九州市では収集運搬業者には積替・保管の許可を出さない方針であることがわかった。 一方、「引越時に発生する廃棄物の取り扱いについて―引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル―」の5.1の解説(3)のただし書きでは、一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けていない引越業者において、一定の条件をクリアすれば、自社が管理する所定の場所までの引越廃棄物の運搬と積替・保管が認められている。そこで、一般廃棄物収集運搬業（積替・保管は含まない）の許可を受けている引越業者においても、同条件下での引越廃棄物に限り積替・保管を認めるよう、マニュアルを変更していただきたい。これにより、処分場までの運搬効率が上がるのみならず、引越車両の配車効率も上がる。	C	－	一般廃棄物の収集運搬については、廃棄物処理法に基づき、市町村の統括的な処理責任の下、基本的には、市町村が直営（委託を含む。）で行うか、許可業者により行われることとされている。一方、引越に伴い生ずる廃棄物（以下「引越廃棄物」という。）については、転居者から、引越廃棄物の種類・量、引越運送業者が市町村又は許可業者に引き渡す場所、引き渡す先の市町村又は許可業者の名称等を記載した文書の交付を受けた場合等は、引越運送業者は、例外的に、市町村又は一般廃棄物収集運搬業の許可業者に引き渡す場所までの転居廃棄物の運搬を許可不要で行えることとしている（廃棄物処理法施行規則第2条第10号）。 この許可不要の措置は、家庭の引越廃棄物は、本来は市町村の統括的な責任の下で処理される一般廃棄物であり、あくまで引越運送業者が市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に速やかに引き渡すことを想定して、一定の要件を満たす引越運送業者が引き渡し場所までの運搬のみを許可不要で行うことを規定しているものである。したがって、「積替・保管が認められている」という提案の内容は事実誤認である。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	C	－	こちらの解釈が事実誤認だったので、あらためて以下の理由から引越業者または収運許可引越業者のいずれであっても、廃棄から倉庫で委託された引越廃棄物に限り「積替・保管（車上及び倉庫）」ができるよう、法等の改正やマニュアルの変更をお願いしたい。理由：①家屋からの引越廃棄物は少量の場合が多いので運搬効率を上げるためにまとまった量になるまで、及び、処分場受付時間や引き渡し先営業時間や運休等からタイムリーに引き渡せない場合、翌日以降の車両の配車繰りに支障がないように、倉庫等へ降ろし保管したい②処分場までの運搬効率を上げるために自社の複数の小型収運許可車両等から自社の大型収運許可車両への積替を行いたい。	C	－	先の回答でも述べたとおり、転居廃棄物の運搬許可不要の措置は、本来は市町村の統括的な処理責任の下で処理されるものであり、あくまで引越運送業者が市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に速やかに引き渡すことを想定しており、一定の要件を満たす引越運送業者が引き渡し場所までの運搬のみを許可不要で行うことを規定しているものである。 御提案の引越運送業者等に対して許可不要で保管等することを規定した場合、不適正な保管等が行われることにより生活環境保全上の支障が生じた際に、最終的には、市町村が自ら支障の除去等を行わなければならないといった責任が生じる可能性がある。このため、引越運送業者等の都合により許可不要で保管等することを例外的に規定することは適切ではない。当該引き渡し場所からの引越廃棄物の処理については、一般廃棄物の処理責任を有する市町村又は許可業者が適切に行うべきである。よって、特区として対応することは困難である。 なお、一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村の統括的な処理責任の下、市町村実定の一般廃棄物処理計画に従って、市町村直営、許可業者等により適正に処理がなされているところであり、適切な引き渡し方法等については市町村と御相談いただきたい。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	許可不要での保管等は例外的にも規定できないとの環境省殿の回答は理解するのであり以下に回答内容の確認と視点を変えた再提案を行う。確認：引き渡し先に引き渡す際の積替は法的な積替とは異なり引渡との位置付けと回答から推察する。そこでマニュアル規定の手続きを行った引越廃棄物であれば収運許可引越業者が自社の引越車両及び収運許可車両から自社の別の収運許可車両への積替を引渡と解釈し許可不要で行えるとの理解でよいか。再提案：積替保管行為追加の変更許可対象に「収運許可引越業者限定かつマニュアル規定の手続きを行った引越廃棄物に限定」を新設する法等の改正やマニュアルの変更をお願いしたい。なお許可基準は現法のままでよい。	C	－	廃棄物処理法上、積替え・保管については、あくまで収集又は運搬の一形態として規定されている（廃棄物処理法施行令第3条第1号へからヘまで）。また、一般廃棄物の処理については、市町村の統括的な処理責任の下、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理をすることとしており、その処理に係る事務は、市町村の自治事務であり、市町村における個別具体的な事情に応じて適切な処理体制等が構築されるものであり、一般廃棄物収集運搬業の許可についても、一般廃棄物処理計画との適合性、市町村による収集運搬の困難性などが要件となっている。 そのため、積替・保管の許可については、市町村が当該一般廃棄物の適正な収集運搬体制を構築する上で、排出状況、排出量、土地の広さ、処理施設数、許可業者数などさまざまな事情を総合的に勘案して、その必要性、妥当性等を判断しているものである。 以上を踏まえると、御指摘の「自社の引越車両及び収運許可車両から自社の別の収運許可車両への積替」については、その積替の意味等を個別具体的にみることになり、一般廃棄物処理計画との適合性等を勘案することが必要であり、一概にお答えすることは困難である。市町村に御確認いただきたい。 また、御提案については、前述のとおり、積替・保管の許可については、市町村が適正な収集運搬体制を構築する上で、個別具体的な事情に応じて、その必要性、妥当性等を判断しており、引越廃棄物の積替・保管の許可については、市町村と御相談いただきたい。	1045010	くろがね工業㈱	福岡県	環境省